

嘉麻市立義務教育学校開校準備委員会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市立義務教育学校開校準備委員会条例(令和 2 年嘉麻市条例第 3 8 号)第 8 条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成 2 2 年嘉麻市告示第 1 3 1 号)に定めるもののほか、嘉麻市立義務教育学校開校準備委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長及び副会長に共に事故があるとき又は会長及び副会長が共に欠けたときは、嘉麻市教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第 3 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時及び場所並びに付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第 4 条 委員会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。